

4 使用料対象経費の算定④

資産維持費とは②

- ・ 1 大町浄水センター及び大町、仁科三湖処理区のマンホールポンプの資産維持費（68,848千円）
 - ・ 2 松川浄水苑及び常盤処理区のマンホールポンプの資産維持費（29,053千円）
 - ・ 3 公共及び特環における管きよの資産維持費（18,624千円）
- ・ $1+2+3 = 116,525 \text{千円} \times 3 \text{年} = \underline{349,575 \text{千円}}$
上記金額を使用料対象経費へ参入させる